

ランボルギーニクラブジャパン 規約

一般社団法人ランボルギーニ・オーナーズ協会（以下、協会という）は、当協会が主催・運営するランボルギーニオーナーズクラブである「ランボルギーニクラブジャパン」について、会員の入退会及びその権利・義務について、以下のとおり本規約を定める。

第1章 総則

（クラブ設立の趣旨）

第1条 協会は、イタリア法人であるアウトモビリ ランボルギーニ S.p.A.ランボルギーニ社（以下、ランボルギーニ社という）製のスポーツカー（以下、ランボルギーニ車という）のオーナー間の親睦交流、相互扶助を目的として、ランボルギーニ社の公認を得て、オーナーズクラブ（以下、本クラブという）を創設する。

（名称）

第2条 本クラブの名称は以下のとおりとする。
「ランボルギーニクラブジャパン」（英語名称：Lamborghini Club Japan）

（事務局）

第3条 本クラブの事務局は、下記の協会の主たる事務所に設置する。

〒580-0016 大阪府松原市上田 8-15-12
TEL 072-330-1963/FAX 072-330-9999

（活動）

第4条 本クラブは、第1条の目的のために必要な活動を行い、協会が当該目的のために実施する活動等への協力をする。

2. 本クラブは、自ら営利を目的とした活動を行わないとともに、特定の個人・法人その他の団体の利益を目的とした活動を行わない。

第2章 会員

第1節 会員資格及び入会

（会員資格要件）

第5条 本クラブの会員（以下、クラブ会員という）は、ランボルギーニ社又は同社のディーラーその他ランボルギーニ社の指定する者（以下、推薦者という）の推薦を得た、次の要件を全て満たす者で、ランボルギーニ社及び協会が本クラブ会員として相応しいと認めた者でなければならない。

- (1) 年齢20歳以上の個人であること
- (2) 日本国におけるランボルギーニ車を運転できる運転免許を保持する者であること
- (3) ランボルギーニ車を自己又は自己が代表者である法人名義で保有する者であること
- (4) 保有するランボルギーニ車の入手経過が正当なものと認められるものであること
- (5) 保有するランボルギーニ車が適切な状態に保たれていること
- (6) 本クラブに類似するランボルギーニ関連のクラブその他の団体に所属していないこと（ただし、協会が認めた団体を除く）
- (7) 人格円満であり、本クラブに相応しい言動、マナー、服装である者
- (8) 反社会的勢力に所属せず、またいかなる形態であっても関係していないこと

(入会申込)

- 第6条 本クラブへの入会申し込みは、推薦者からの推薦を受けた者に対して事務局が通知指定した方法により所定の入会申込書に必要事項全てを記入のうえ提出して行うものとする。ただし、本クラブを除名された者及び過去3年以内に本クラブを退会した者は、入会の申込をすることはできない。
2. 前項の入会申込書とともに、ランボルギーニ車オーナーであることを証明する車検証を添えて提出する。

(入会審査)

- 第7条 前項による入会申込者の入会の可否の審査は、ランボルギーニ社及び当協会により第5条の定めるところに基づき行うものとする。
2. 協会は、前条による入会申込書の提出の時から、3ヶ月以内に入会の可否について決定をして、入会申込者に決定の結果を通知する。協会は結果を通知すれば足り、その決定の理由等を入会申込者に通知し回答すべき義務を負わない。
 3. 協会の審査委員会から要求があった場合、面談への対応、質問への回答、追加資料等の提出等の要求事項に対し、速やかに対応、応答しなければならない。
 4. 第2項の期間内に通知がなかった場合、入会の申込は拒絶されたものとみなす。
 5. 本条の入会審査の結果について、入会申込者はいかなる異議や請求もすることはできないものとする。

(入会)

- 第8条 前条により入会を承認する旨の通知を受けた場合、入会申込者は協会に対して、速やかに入会金と入会年度に支払うべき年会費の合計額を指定された口座に振り込む方法で支払う。支払うべき入会金及び年会費の額は別途協会がこれを定める。
2. 協会が前条の振込を確認した時をもって、クラブ会員として入会とする。
 3. 協会は、前項の入会后速やかに交付・貸与すべき会員証等をクラブ会員に交付・貸与し、会員名簿に当該クラブ会員を登録する。

第2節 クラブ会員の権利・義務等

(クラブ会員の権利)

- 第9条 クラブ会員は、協会が実施するイベントや企画への参加、協会が販売するグッズの購入その他協会が提供する特典や利益を受ける権利を有する。ただし、その内容は協会の定めるところによる。

2. クラブ会員以外の一般人も、参加、購入その他受けることができる特典や利益については、一般人に優先して享受できるものとする。
3. クラブ会員は、本条に定めるほかランボルギーニ社や協会にいかなる権利も有しておらず、ランボルギーニ社及び協会の商標等の知的財産権や事業や取引に関連するいかなる権利についても、許諾されたり付与されたりするものではない。

(会費)

第10条 本クラブ会員は、協会に対し、毎年12月15日までに翌年の年会費を支払わなければならない。

2. 年会費の額は、別途協会がこれを定め、適宜の方法で本クラブ会員に告知し、10月末日時点で告知されている額をもって前項により支払うべき年会費額とする。
3. 第1項の期限までに年会費を支払わなかった本クラブ会員は、同期限の経過をもって何らの手続きを経ることなく自動的に本クラブから退会したものとする。

(クラブ会員の義務)

第11条 クラブ会員は、次の義務を遵守しなければならない。

- (1) 本規約及び協会決定事項の遵守
- (2) 会費の納入
- (3) 本クラブの活動への積極的参加及び協力

(禁止事項)

第12条 クラブ会員は、以下に定める事項を行ってはならない。

- (1) 自ら又は第三者の利益を図るなどその他第1条の目的に反する目的をもって、本クラブ及びその活動を利用すること
- (2) 協会がランボルギーニ社から使用を許諾されているロゴその他の商標を使用し、或いは第三者に使用させること
- (3) 本クラブ、協会、ランボルギーニ社の社会的信用を損なうおそれのある言動をすること
- (4) 本クラブの活動以外の目的で他のクラブ会員の個人情報を利用し、あるいは第三者をして使用させること（本クラブの会員名簿等全部又は一部の提供、利用を含む）
- (5) 本クラブにおける友好的な雰囲気を損なう言動をすること
- (6) その他協会が告知・通知した事項に違反する行為

第3節 クラブ会員資格の喪失

(休会)

第13条 本クラブは、クラブ会員の休会制度を設けないものとする。

(退会)

第14条 退会を希望するクラブ会員は会員資格が存する期間内に、事務局を経由して協会宛に書面にて退会届を提出し、入会時に貸与された物品を返却しなければならない。

2. 会員が死亡した場合、死亡時をもって退会をしたものとみなす。
3. やむを得ない事由により退会したものと協会が認めた場合、当該クラブ会員が本クラブへの入会申込をする場合、第6条1項但し書きは適用しないものとする。

(除名)

第15条 クラブ会員が次の各号に一に該当する場合、協会の決定により当該クラブ会員を除名することができる。

- (1) クラブ会員が第5条の要件の一を充たさなくなったとき
 - (2) 第12条の禁止事項に違反したとき
 - (3) その他本クラブの会員として相応しくない言動があったとき
2. クラブ会員は、協会による除名の決定にいかなる異議の申立ても請求もすることはできないものとする。
 3. 協会は、前項による除名を決定したときは、速やかに、除名されたクラブ会員に通知をするともに、当該クラブ会員を会員名簿から抹消する。
 4. 除名されたクラブ会員は、会員証その他入会時に貸与された物品を返却しなければならない。

第3章 報告会

(報告会の開催)

第16条 協会は、協会の定時評議員会終結後2ヶ月以内に、協会及び本クラブの活動に関する事項の報告のために、報告会を開催する。

2. 報告会の議長は、協会代表理事とする。協会代表理事に事故ある場合、協会で決定したものを議長とする。
3. 報告会はウェブ会議の方法で開催することができるものとする。なお、この場合、通信容量その他の技術上の理由等で参加を希望する全てのクラブ会員が報告会に参加できない場合であっても、報告会は有効に成立し、クラブ会員はいかなる異議の申立ても請求もすることはできないものとする。

(開催通知)

第17条 協会は、報告会開催日の2週間前までに、報告会の日時、場所、報告事項を適宜の方法でクラブ会員に通知する。

2. 前項の通知は、クラブ会員が閲覧することができる協会ホームページによりすることができ、閲覧可能となったときに通知があったものとみなす。

(報告事項等)

第18条 報告会においては以下の事項をクラブ会員に報告する。

- (1) 昨年度業務執行の概要
- (2) 昨年度の本クラブに関連する収支の概要

- (3) その他協会が報告を必要と認めた事項
2. 報告会においては、前項の報告事項以外に長時間にわたらない範囲で、クラブ会員からの質問や要望を受ける時間を設けるものとする。

第4章 規約改正および補則

(規約改正)

第19条 協会は、この規約を改正することができる。

(施行細則)

第20条 この規約についての細則、その他本クラブの運営に関し必要な規定は、協会が定める。